

空き家等の流通促進に関する包括連携協定書

富岡町（以下「甲」という。）と株式会社 AlbaLink（以下「乙」という。）とは、空き家及び農地を除く土地（以下、「空き家等」という。）の流通促進について、お互いに連携して取り組むこととし、以下のとおり空き家等の流通促進に関する包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は互いに連携し、空き家等の流通促進を図ることにより、富岡町における管理不全の空き家等の増加を抑制することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）空き家等の流通に関すること。
- （2）空き家等の活用に関すること。
- （3）その他、第1条の目的を達成するために必要と認められること。

（土地利用構想の尊重及び再販の制限）

第3条 乙は、本協定に基づき取得した空き家等の利活用又は第三者への再販にあたっては、甲が策定する「富岡町第三次計画」等の土地利用構想を尊重し、周辺の住環境を阻害しないよう配慮するものとする。

- 2 乙は、空き家等を再販しようとするときは、あらかじめ再販先の情報及び利用目的について甲に情報を共有するものとする。
- 3 乙は、第三者に譲渡する場合、当該第三者に対しても本条の趣旨を遵守させるよう努めるものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 本協定は、対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲及び乙は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（個人情報の取扱い）

第5条 本協定に基づき知り得た個人情報は、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。なお、この義務は、本協定終了後も存続するものとする。

- （1）本人の書面による事前の同意があるとき
- （2）法令が許容又は義務付けるとき
- （3）個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき

（損害賠償）

第6条 本協定の履行に際し、自らの責に帰すべき事由によって相手方に損失・損害を与えた場合、相手方に対しこれを直接損害（間接損害、結果損害を含まない。）に限り賠償の責任を負う。

（期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれかから書面による特段の申し出がなければ、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第8条 甲及び乙のいずれかから、本協定の変更又は解除の申し出があったときは、協議の上、甲及び乙の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力排除の表明）

第9条 甲及び乙は、自己または第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し確約する。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これに準じる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
- （2）反社会的勢力を利用しないこと。
- （3）反社会的勢力に対して資金や便宜の供与を行わないこと。
- （4）反社会的勢力と一切の関係を有しないこと。

2 甲又は乙が前項に違反した場合、相手方は何らの通知又は催告を要せず、直ちに本協定を解除することができるものとする。この場合、相手方に生じた損害については、当該違反当事者が全額賠償するものとする。

3 前項に基づく協定の解除により、当事者が相手方に対して債務を負う場合、その債務は直ちに期限の利益を喪失し、一括して弁済するものとする。

（疑義等の決定）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（裁判管轄）

第11条 本協定に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合は、福島地方裁判所いわき支部を第一審合意管轄裁判所とすることに合意する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙のそれぞれが署名の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 6 月 9 日

（甲）福島県富岡町大字本岡字王塚622番地1

富岡町長 山本 育男



（乙）東京都江東区木場二丁目17番16号
BESIDE KIBA 3階

株式会社 AlbaLink
代表取締役 河田 憲二

